

同一住居表示番号解消のために枝番号を付けることによる注意事項

- 枝番号の符号は、住居表示台帳に基づき付番するので、番号を選択することはできません。番号の決定は、後日通知書でお知らせいたします。
- 1度付番した枝番号の変更はできません。また、枝番号を削除することもできません。
- 所有者と住民登録者が異なる場合は、枝番号を付けることについてお互いに理解している必要があります。
- 住民票や印鑑登録などの住所の書き換えは、市役所が、番号決定時に職権で新住所に書き換えますが、主に次の手続きが発生します。

市役所での手続き

担当	窓口 番号	項目	備考
市民課	202	☐ 転居届 ☐ マイナンバーカード券面変更及び署名用電子証明書の失効・発行	住所変更手続き
保健医療課	204	☐ 国民健康（後期高齢者医療）被保険者資格確認書等	
こども課	206	☐ 児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等	
		☐ 子ども医療費受給者証	
福祉課	101	☐ 身体障害者手帳・療育手帳等	
介護高齢課	308	☐ 介護保険被保険者証	

その他の変更手続き

項目	手続き先	備考
自動車運転免許証	村上警察署	
土地登記簿 建物登記簿	新潟地方法務局村上支局	変更登記申請書
自動車検査証	新潟運輸支局	次回の車検時でもよい。
公的年金受給者、恩給等	支給先	
雇用保険	ハローワーク	
労災保険	労働基準監督署	

※勤務先・金融機関・保険会社等への届出も必要と思われます。